



特別インタビュー
 税理士法人柴原事務所代表社員
柴原 一氏に聞く

押さえておきたい 平成30年度税制改正大綱の 個人所得課税の改正点

給与所得控除・公的年金等控除が縮減され 基礎控除が拡大。 公的年金等控除にも上限を設定

去る平成29年12月14日、自民・公明両党は「平成30年度税制改正大綱」を決定した。大綱は、1月召集の通常国会に税制改正法案として提出され、年度内には成立する予定である。今回の目玉は所得税改革といわれているが、その全体像について柴原一氏にお話をうかがった。

——今年の税制改正大綱のポイントは個人所得課税ですが、実施は2年後の平成32年1月です。以前の税制改正では、法案が成立した年の1月にさかのぼって適用されたものもあったのですが、ここ数年は1年後、2年後から適用されるものがほとんどですね。

柴原 そうですね。システム対応が間に合わないということもあるのですが、改正が行われても実施されるころには忘れてしまい、もう一度勉強し直さなければならぬ。昨年改正された配偶者控除、配偶者特別控除がいい例です。

今年の大綱では、冒頭の基本的考え方「消費税率10%への引上げを平成31年10月1日に確実に実施するとともに」とあって、そのあと「安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる」とあります。つまり、消費税の引上げによる増収分の使いみちを変えてしまったために、今年ではできなかったけど、来年の大綱では、もっと踏み込んだ改正

を行いますよ、というメッセージとなっています。それから、個人所得課税の見直しについても、「まずは、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする」とあります。「まずは」ということは、

これで終わりではありませんよ、ということなんです。今後の改正も含めて、時系列でとらえる必要があります。

給与収入850万円以下は基礎控除引上げで増減税なし

柴原 平成32年から変わる個人所

図表1 給与所得控除額

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		220万円

改正前

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－ 10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超		195万円

改正後

得課税ですが、給与所得控除額を10万円引き下げます。見直し後の給与所得控除額の162・5万円以下の区分を見ると、65万円から55万円に変更になっています(図表1)。これにより、扶養の範囲である38万円をプラスしても103万円ではなくなってしまいますので、基礎控除額も扶養の範囲もこれに関連して48万円に変更されます。つまり、パートやアルバイト収入ベースでの103万円の壁はこれまでのままです。

また、162・5万円超180万円以下の区分では、算式の最後に「マイナス10万円」がついています。以降の区分も改正前と比べればわかりますが、10万円ずつ少なくなっています。そして、850万円超の区分が195万円です。これまで収入1000万円超で給与所得控除の上限が220万円だったのを、850万円超で195万円に引き下げるわけです。1段階収入が低い区分である660万円超850万円以下では、見直

し前は660万円超1000万円以下で「収入金額×10%+120万円」です。あとでお話する所得金額調整控除で出てくる10%というのも、この「収入金額×10%」の10%です。現在は1000万円が限度なので、1000万円を限度に調整しようということなんです。

大綱の「基本的考え方」では、平成26年度税制改正大綱において給与所得控除は「漸次適正化のため見直しが必要である」とし、上限を245万円から220万円まで25万円引き下げたことについて触れ、今回の改正もこの方針に沿ったものであると説明しています。「まだいけそうだから下げちゃえ」ということでしょうか。収入金額850万円という水準は最終的な感じがしますので、次に引き下げられるとすれば、40%から10%までの控除率なのかな、という気がします。

——平成24年までは、1000万円超には5%の控除率(収入金額